

南島原市多言語対応字幕表示システム導入業務 仕様書

令和8年6月

1. 業務名

南島原市多言語対応字幕表示システム導入業務

2. 目的

本市の課題である高齢化率の上昇や外国人住民の増加に伴う地域ニーズの多様化に対応するため、多言語対応の字幕表示システムを導入することにより、高齢者、聴覚障がい者、外国人住民への合理的配慮が進み、行政サービスの円滑な利用が可能となる。また、多文化共生社会の形成や情報格差の解消を目指し、住民が安心して暮らせる環境を整備することで、地域活性化と市民の利便性向上を目的とする。

3. 業務概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 多言語対応字幕表示システム導入に係る作業(システム環境構築、運用テスト、操作研修及びマニュアル作成等)
- (2) システム保守および運用支援

4. 履行期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

5. システム要件

(1) 機能要件

ふたりの話したことばがリアルタイムにタブレット端末のディスプレイに表示され、お互いが横並びになった状態でディスプレイに表示された文字を確認できコミュニケーションがとれること。

タブレット端末のディスプレイの大きさは約10.1インチWUXGA(1,920×1,200)以上であること。

表示された文字の大きさを変更する機能を有すること。

ディスプレイに表示された文字は、タブレット端末の内蔵キーの操作により消去できること。

ディスプレイに表示された漢字にふりがなを付ける機能を有すること。

マイクのオンオフをタブレット端末の内蔵キーで行なえること。

外国語翻訳機能を有すること。翻訳言語数は日本語→外国語で100言語、外国語→日本語で40言語以上に対応すること。

手書き入力機能を有すること。

特定のキーワードに紐づけて図解や動画を表示する機能を有すること。

強調したいキーワードを表示する際、通常の表示色と異なる色で表示する機能を有すること。

利用しない時間は、スクリーンをサイネージとして活用できること。

字幕として表示された言語の自動音声読み上げに対応すること。

会話記録機能を有し、後から会話した内容を確認できる機能を有すること。(初期設定ではこの機能は無効にしておき、管理者パスワードで有効化できること)

ハードウェア及びソフトウェアの構成は以下のとおりとする。

名称	仕様
タブレット端末	・サイズ 幅 260×高さ 170mm×厚さ 10mm以内 ・重量 530g以下

	・OS Android™ 14以降 ・ディスプレイ 約10.1 インチ WUXGA (1,920 × 1,200) 以上 ・RAM:4GB/ROM:64GB以上の容量を有すること ・バッテリー容量 7,000mAh以上であること
マイク	・職員用はワイヤレスマイクを使用すること ・お客様用は小型ガンマイクを使用すること
音声認識字幕表示ソフトウェア	・アップデート機能を有して、最新バージョンのソフトウェアが利用できる機能を有すること

(2) 設置場所

各機器の設置場所の目安は次のとおりとし、具体的な設置場所は契約締結後に本市が指定する。

設置場所 機器	深江 支所	布津 支所	有家 支所	西有家 支所	北有馬 支所	南有馬 支所	口之津 支所	加津佐 支所
タブレット端末	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台
マイク	各1個	各1個	各1個	各1個	各1個	各1個	各1個	各1個
音声認識字幕表示 ソフトウェア	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本

(3) その他

電源やネットワークの敷設については、本市が別途準備するものとする。

6. 導入サポート

- (1) 運用開始前に、職員向けのシステム説明会及び操作研修を2回以上行うこと。
- (2) 運用開始前に、管理者向けのシステム管理の教育を行うこと。
- (3) システムの機器であることが区別できるラベルを貼付すること。

7. 運用支援保守

- (1) 電話、電子メール等による受付窓口を有したサポート体制を整備すること。
- (2) サポートの対応時間は、平日9時～17時(土、日及び祝日を除く。)を基本とする。
ただし、時間外に発生した障害についても対応できる体制とし、緊急性のある場合は、調整のうえ、復旧対応を行うこと。
- (3) 障害発生時には、原因の特定、障害復旧等について、迅速に対応ができるよう体制を整えておくこと。
- (4) 運用保守、利用料等に係る経費(5年間分)は、本業務経費に含めるものとし、導入後の経費は不要であること。

8. 提出物

本業務における提出物は次のとおりとし、詳細な内容については、本業務の受託者が決定後、本市と協議のうえ、取り決めるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 作業工程表
- (3) 完成図書
(打合せ議事録、システム構成図、システム操作マニュアル、納入機器一覧表等)

9．調達に関する共通要件

- (1) システムは「 5 ．システム要件 」において稼働することを想定しているが，調達機器については仕様を参考とし，システムのパフォーマンスが十分に発揮できる機器を調達すること。
- (2) 納入品等の梱包材などの廃棄物は受託者が持ち帰り，適正に処分すること。
- (3) その他問題が生じたときは，本市と協議のうえ，至急解決にあたること。

10．その他留意事項

- (1) 法令等の遵守
受託者は，本業務を行うにあたり，関連法令等を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者は，本業務を一括して第三者に委託し，又は請け負わせることができない。
ただし，業務を効率的に行う上で必要と認めるときは，本市と協議のうえ，業務の一部を再委託し，又は請け負わせることができる。その場合，事前に本市の承認を得るものとし，再委託等に関するすべての責任は受託者が負うものとする。
- (3) 個人情報の保護
受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には，個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）に基づき，その取扱いに十分留意し，漏えい，滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 守秘義務
受託者は，本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし，又は自己の利益のために利用することはできない。本業務終了後も同様とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項
本仕様書に定めのない事項については，本市と受託者が協議して決定するものとする。